福県医発第１０３７号(地)
平成１８年８月１２日

第681号 受付 18.8.18 小郡三井医師会

各医師会長　殿

福岡県医師会
会長　横倉義武

平成１８年度「児童虐待防止推進月間」標語募集への協力依頼について

残暑の候　貴職益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

標記の件につきまして、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長より日本医師会を通じ別添のとおり協力依頼がありました。

本件は、平成１６年度から児童虐待防止法が施行された１１月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るとともに、児童虐待防止対策への取り組みの推進のために集中的な広報・啓発活動を実施するものであります。

平成１８年度も、国民一人ひとりが児童虐待問題についての理解をより一層深め、主体的な関わりを持っていただくための意識啓発を図ることを目的として、標語の募集を行うことになりました。

つきましては、貴会におかれましても本件の趣旨をご了知いただき、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より　　**担当理事　毛利康茂**

小郡三井医師会 H18.08.22 丸山

（地Ⅲ７５）

平成 １８年８月１日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事
今 村 定 臣

平成１８年度「児童虐待防止推進月間」標語募集への協力依頼について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長より、平成１８年度「児童虐待防止推進月間」標語募集について協力依頼がありました。

現在、児童虐待に関する相談対応件数は増加しており、特に子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たない状況において、児童虐待問題は依然として社会全体で早急に解決すべき重大な課題となっております。

こうした状況を踏まえて、平成１６年度から児童虐待防止法が施行された１１月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るとともに、児童虐待防止対策への取組の推進のために集中的な広報・啓発活動を実施してきています。

平成１８年度におきましても、１１月を「児童虐待防止推進月間」とし各種の取組を実施するとともに、国民一人ひとりが児童虐待問題についての理解をより一層深め、主体的な関わりを持っていただくための意識啓発を図ることを目的として、厚生労働省において「児童虐待防止推進月間」における標語の募集を行うことになりました。

つきましては、貴会におかれましても本件の主旨をご理解いただき、協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

雇児総発第0725001号
平成１８年７月２５日

（社）日本医師会　様

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

平成１８年度「児童虐待防止推進月間」標語募集への協力依頼について

児童虐待防止対策の推進につきましては、平素から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

児童虐待に関する相談対応件数は増加しており、特に子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たない状況において、児童虐待問題は、依然として社会全体で早急に解決すべき重要な課題となっています。

こうした状況を踏まえ、平成１６年度から児童虐待防止法が施行された１１月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、この期間中、これまでも貴職をはじめ多くの方々の御協力のもとに集中的な広報・啓発活動を行いましたが、平成１８年度におきましても、児童虐待防止推進月間の取組の一つとして、国民一人ひとりが児童虐待問題についての理解をより一層深め、主体的な関わりをもっていただくための意識啓発を図ることを目的として、標語の公募を行うことといたします。

つきましては、別添の平成１８年度「児童虐待防止推進月間」標語募集実施要綱を御参照いただいた上、貴団体のホームページ、広報誌や機関紙の掲載等により関係団体及び関係者等に本標語募集の周知を図るとともに、積極的な標語の応募について、格別のご高配をお願い申し上げます。

平成１８年度「児童虐待防止推進月間」標語募集実施要綱

１．趣　　旨

地域の子育て機能の低下などを背景とした養育力の不足している家庭の増加などが要因となって、児童虐待に関する相談対応件数は増加しており、その内容も専門的な援助を必要とするケースが増えています。特に子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たない状況において、児童虐待問題は依然として社会全体で早急に解決すべき重要な課題となっています。

児童虐待は、子どもの心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、虐待を経験した者が親になった時に虐待を再現してしまう世代間連鎖を引き起こす場合もあるなど、子どもの一生涯、さらには世代を超えて深刻な影響をもたらすことが指摘されていることから、虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立に至るまでの切れ目のない総合的な支援が必要です。

このため、平成１６年度に児童虐待防止法及び児童福祉法が改正され、児童相談に関する体制の整備などを図ることとし、さらに、「子ども・子育て応援プラン」や「新しい少子化対策について」に基づき、児童虐待死の撲滅を目指して、児童虐待防止対策の充実強化に向けた各般にわたる取組を推進することとしています。

また、こうした状況を踏まえ、平成１６年度から児童虐待防止法が施行された１１月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、その期間中、集中的な広報・啓発活動を実施することとしています。この児童虐待防止推進月間の取組の一つとして、国民一人ひとりが児童虐待問題についての理解をより一層深め、主体的な関わりをもっていただくための意識啓発を図ることを目的として、標語の公募を行うことといたします。

２．募集内容

（１）テ ー マ

上記１の趣旨を簡潔に表現していて、児童虐待問題に関する国民一人ひとりの意識啓発に資するにふさわしい標語

（２）応募資格

特に制限はありません。どなたでも応募できます。

（３）応募方法

○電子メールの場合

- jidousoudannetwork@mhlw.go.jp までお寄せください。
- メールの題名は「児童虐待防止推進月間に関する標語募集」としてください。

- ファイルを添付する場合は、Word（2003 年版又はこれ以前のバージョン）、一太郎（バージョン 2005 又はこれ以前のバージョン）又はテキスト形式のいずれかによりお願いいたします。
- １人１作品の応募に限ります。
- 作品のほか、郵便番号、住所、氏名、電話番号、年齢、性別、職業（会社員、専業主婦、大学生等）について記入してください。

〇郵送（はがき）の場合

〒100-8916
東京都千代田区霞が関１－２－２
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室
児童虐待防止推進月間に関する標語募集担当　宛

- １人１作品の応募に限ります。
- 作品のほか、郵便番号、住所、氏名、電話番号、年齢、性別、職業（会社員、専業主婦、大学生等）について記入してください。

※ FAX、電話による応募はお受けできかねますので、あらかじめご了承ください。

（４）応募上の注意

ご自身で創作した未発表の作品に限ります。
なお、応募作品は、返却いたしません。

（５）著 作 権

著作権は、主催者に帰属します。

（参考）過去の標語（平成１７年度より募集）

平成１７年度　　気づいたら　支えて　知らせて　見守って

３．応募締め切り

平成１８年８月２５日（金）必着。郵送の場合は、当日消印有効とします。

４．選定方法

主催者による選定委員会において、１作品を最優秀作（厚生労働大臣賞）として選定します。

５．発　　表

最優秀作は、平成１８年９月以降に本人に通知するほか、厚生労働省ＨＰ等で発表します。

６．表　　彰

平成１８年１１月に開催予定の「児童虐待防止推進全国フォーラム in しずおか（仮称）」（開催場所：静岡県静岡市）において、賞状を授与します。

７．標語の活用

今回の募集により選定された標語（最優秀作）は、平成１８年度児童虐待防止推進月間における全国各地で実施される広報・啓発活動等において幅広く活用します。

８．主催者

厚生労働省

９．事務局

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室

ＴＥＬ　０３－３５９５－２１６６　ＦＡＸ　０３－３５９５－２６６８